

滋賀県消費生活条例（抜粋）

（消費者基本計画）

- 第7条の2** 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方向その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。
 - 3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県消費生活審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 知事は、消費者基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
 - 6 前3項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第2章 滋賀県消費生活審議会の設置

（設置）

- 第8条** 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定および向上を図るための重要事項を調査審議し、ならびに知事の求めに応じ、消費者の苦情等を解決するためのあつせんまたは調停を行うため、滋賀県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に建議することができる。

（組織）

- 第9条** 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議し、または苦情等の特別の事案のあつせんもしくは調停を行うため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
 - 3 委員および臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 消費者
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験を有する者
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議または特別の事案のあつせんもしくは調停が終了したときは、解嘱されるものとする。

（専門部会）

- 第10条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

（委任）

- 第11条** 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

滋賀県消費生活条例施行規則（抜粋）

（消費生活審議会の会長等）

第2条 条例第8条に規定する滋賀県消費生活審議会（以下「審議会」という。）に会長および副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員および臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会の組織等）

第4条 専門部会は、委員および臨時委員のうちから会長が指名する者をもつて組織する。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

（専門部会の議事）

第5条 第3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 3 審議会は、その議決により、専門部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（関係者の出席等）

第6条 会長および部会長は、審議会および専門部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

（あつせんまたは調停の開始）

第7条 審議会は、条例第34条第1項の規定により知事からあつせんまたは調停を求められたときは、速やかに当該苦情等を解決するためにあつせんまたは調停を開始するものとする。ただし、当該苦情等の性質上あつせんまたは調停を行うことが適当でないとき、あつせんまたは調停をしないものとするができる。

- 2 会長は、前項の規定によりあつせんもしくは調停を開始しようとするとき、またはあつせんもしくは調停をしないものとしたときは、当該苦情等に係る当事者に対し、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

（あつせん委員等）

第8条 会長は、前条の規定によるあつせんまたは調停を担当させるため、当該苦情等の事案ごとに、委員および臨時委員のうちからあつせん委員または調停委員のいずれか3人を指名するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により指名した委員のうちからそれぞれの代表委員を指名するものとする。

3 代表あつせん委員または代表調停委員は、それぞれあつせん委員または調停委員に関する事務を掌理するものとする。

(あつせんの打ち切り)

第9条 あつせん委員は、当該苦情等について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

(調停案の作成)

第10条 条例第34条第3項に規定する調停案は、担当委員の過半数の同意によつて作成するものとする。

(調停の打ち切り)

第11条 条例第34条第3項の規定による勧告がされた場合において、同条第4項の規定により当事者の一方から調停案を受諾しない旨の回答があつたときは、当該調停は打ち切られたものとする。

(あつせん等の打ち切りの通知)

第12条 会長は、第9条の規定によりあつせんを打ち切つたとき、または前条の規定により調停が打ち切られたときは、当該苦情等に係る当事者に対し書面をもつて通知しなければならない。

(あつせん等の終結)

第13条 あつせんまたは調停は、次の各号のいずれかに該当するときに終結する。

- (1) 当事者間に合意が成立したとき。
- (2) 条例第34条第3項の規定による調停案を当事者が受諾したとき。
- (3) 第9条の規定によりあつせんを打ち切つたとき。
- (4) 第11条の規定により調停が打ち切られたとき。

(報告)

第14条 代表あつせん委員または代表調停委員は、前条の規定によりあつせんまたは調停が終結したときは、その経過および結果を速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告を受理したときは、その経過および結果を知事に報告しなければならない。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、総合企画部において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。